

# 名張市建築物耐震改修促進計画

## 【第三次計画】

2026（令和8）年4月

名 張 市

<u>第1章 はじめに</u>	
1	計画策定の背景 . . . . . 1
2	計画の位置づけ . . . . . 2
<u>第2章 計画の基本事項</u>	
1	計画の目的等 . . . . . 3
	(1) 計画の目的 . . . . . 3
	(2) 対象区域、計画期間、対象建築物 . . . . . 3
2	想定される地震と被害の状況 . . . . . 8
	(1) 三重県における大規模地震発生の緊迫性 . . . . . 8
	(2) 想定される地震 . . . . . 8
	(3) 想定される建物被害 . . . . . 10
3	建築物の耐震化の現状 . . . . . 11
	(1) 住宅の耐震化の状況 . . . . . 11
	(2) 特定の建築物の耐震化の状況 . . . . . 14
<u>第3章 計画の方針</u>	
1	計画の基本方針 . . . . . 17
2	基本的な取組方針 . . . . . 17
	(1) 建物所有者の主体的な取組 . . . . . 17
	(2) 市の支援 . . . . . 17
	(3) 関係者との連携 . . . . . 17
3	計画の目標 . . . . . 18
	(1) 住宅の耐震化の目標 . . . . . 18
	(2) 特定の建築物の耐震化の目標 . . . . . 19
<u>第4章 建築物の耐震化のための施策</u>	
1	住宅の耐震化 . . . . . 20
	(1) 木造住宅の耐震化の支援 . . . . . 20
	(2) 住宅の耐震化の促進 . . . . . 21
2	建築物の耐震化 . . . . . 23
	(1) 建築物の耐震化の促進 . . . . . 23
	(2) 計画的な耐震化の推進 . . . . . 24
	(3) 多様な主体との連携 . . . . . 24
3	まちの安全対策 . . . . . 25
	(1) まちづくりにおける建築物の耐震化対策 . . . . . 25
	(2) 耐震化の促進のための普及啓発 . . . . . 27
4	その他建築物の地震に対する安全対策 . . . . . 28
<u>参考資料</u>	
1	名張市が実施している補助事業等 . . . . . 30

## 第1章 はじめに

### 1 計画策定の背景

1995（平成7）年に発生した阪神・淡路大震災では、犠牲者が6,400人を超え、そのうち約8割の人の死因は住宅の倒壊等によるものでした。その被害は、特に新耐震基準以前（1981（昭和56）年5月31日以前）の建築物に集中し、それらが集積しているような地域では、建築物の倒壊が道路の閉塞や火災の拡大などを招き、地震被害を拡大させました。

また、その後も2004（平成16）年の新潟中越地震、2005（平成17）年の福岡県西方沖地震と大地震が続き、特に2011（平成23）年の東日本大震災では、津波被害も加わり死者・行方不明者1万9千人以上、全壊12万棟以上、半壊28万棟以上の大きな被害が発生しました。

直近でも、2016（平成28）年には熊本地震、2018（平成30）年には大阪府北部地震、北海道胆振東部地震、2024（令和6）年には能登半島地震など大地震のたびに大きな被害が発生しており、これまで取り組んできた耐震化の効果は一定程度認められるものの耐震化は道半ばであり、南海トラフを震源域とする巨大地震の発生の切迫性も指摘されていることから、建築物の耐震化への姿勢を緩めることはできない状況です。

地震による被害も、窓ガラスや外壁等の落下、大規模空間における天井材の脱落などいわゆる非構造部材の落下によるもの、地震によるエレベーターでの閉じ込め、ブロック塀の倒壊、さらには長周期地震動への対策など、建築物における耐震化への取組は多岐にわたります。

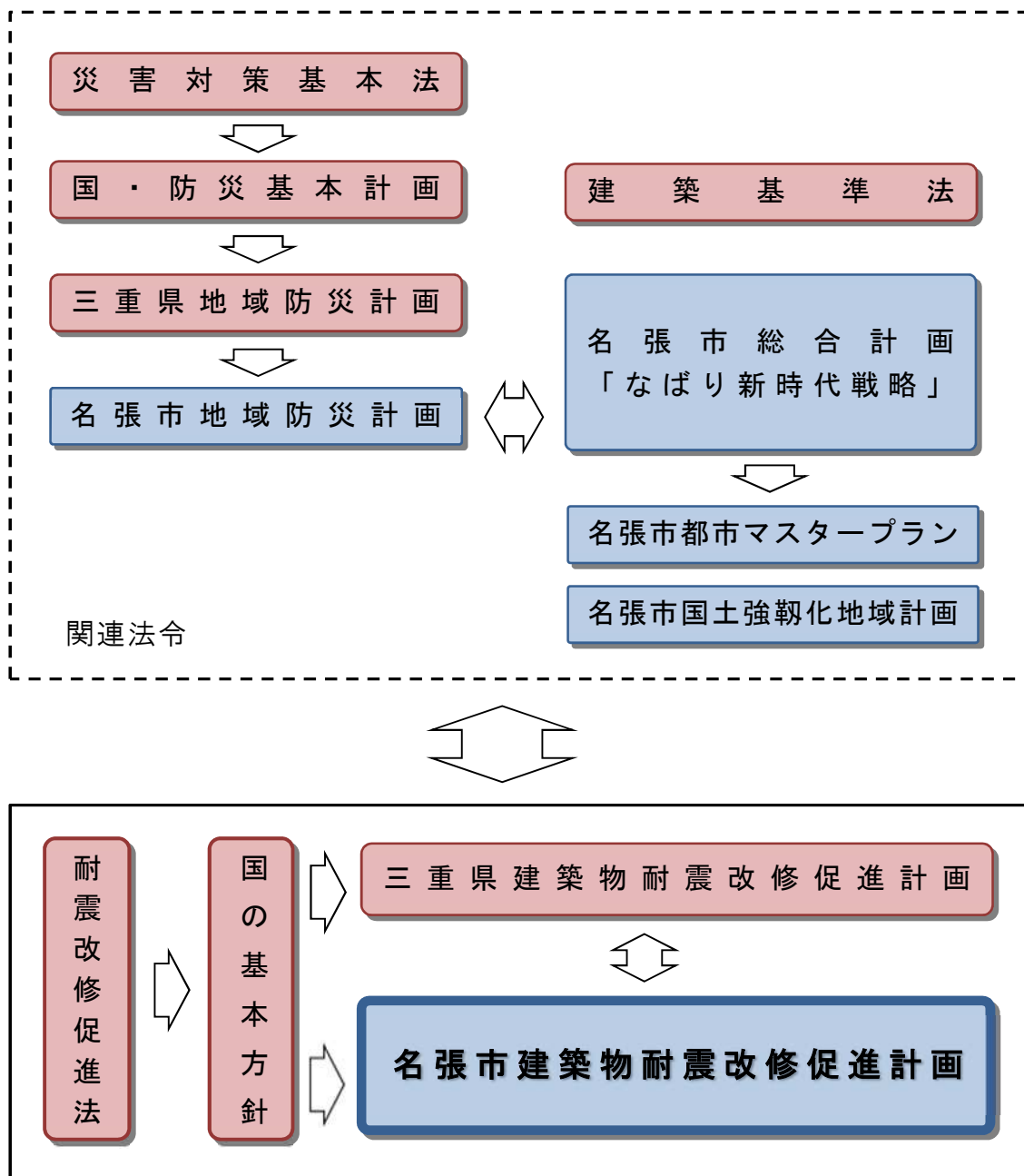
このような背景のもと、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（以下「耐震改修促進法」という。）に基づいて、三重県で策定した「三重県建築物耐震改修促進計画（第二次計画）」で定められた内容を踏まえ、具体的な耐震化の目標及び目標達成のために必要な施策を定めた「名張市建築物耐震改修促進計画（第二次計画）」を策定し、市内の建築物の耐震診断及び耐震改修を促進してきました。

引き続き、建築物に対する指導の強化や耐震診断・耐震改修に係る支援策の拡充を図り、計画的かつ緊急な耐震化を推進するために「名張市建築物耐震改修促進計画（第三次計画）」（以下「本計画」という。）を策定し、市民のみなさんの生命、身体そして財産を守るため、建築物に対する安全性の向上を図っていきます。

2 計画の位置づけ

本計画は、建築基準法などを関連法令とし、耐震改修促進法に基づき三重県が策定した「三重県建築物耐震改修促進計画」を上位計画として策定するもので、市内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画です。

またその取組方針や目標は、「名張市総合計画・なばり新時代戦略」、「名張市地域防災計画」、「名張市都市マスタープラン」、「名張市国土強靱化地域計画」と整合し、市内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画として策定しています。



【図1—1】 名張市建築物耐震改修促進計画の位置づけ

## 第2章 計画の基本事項

### 1 計画の目的等

#### (1) 計画の目的

本計画は、建築物の耐震化のための方針を示し、その目標を定めるとともに、目標を達成するための具体的な施策を定め、建物所有者、市及び関係団体などそれぞれの主体が施策に取り組むことにより、市内における地震による建築物の被害を軽減し、市民のみなさんの生命、身体そして財産を守ることを目的としています。

#### (2) 対象区域、計画期間、対象建築物

##### ① 対象区域

本計画の対象区域は、名張市全域とします。

##### ② 計画期間

本計画の計画期間は、2026（令和8）年度から2030（令和12）年度までの5年間とします。

##### ③ 対象建築物

本計画では、全ての建築物を対象とします。特に、1981（昭和56）年5月31日以前（※1）に建築された住宅及び特定の建築物（※2）を対象に耐震化を図ります。

※1 1981（昭和56）年5月31日以前に着工されたものは、「旧耐震基準」と呼ばれる建築基準法の構造基準が大きく改正される前の基準で建てられており、特に地震に対する構造的な脆弱性が指摘されています。

なお、1981（昭和56）年6月1日以降の基準は「新耐震基準」と呼ばれています。

※2 特定の建築物とは、特定既存耐震不適格建築物（耐震改修促進法第14条）及び要安全確認計画記載建築物（同法第7条）をいい、それらには要緊急安全確認大規模建築物（同法附則第3条）も含まれます（表2-1）。

【用語の解説】

■住宅

戸建て住宅、長屋、共同住宅（賃貸・分譲）を含む全ての住宅

■特定既存耐震不適格建築物（耐震改修促進法第14条各号、表2-1（ア））

建築基準法の耐震関係規定に適合せず、建築基準法第3条第2項（既存不適格）の適用をうけている建築物（以下、既存耐震不適格建築物という。）であって、以下の建築物のうち、政令で定める規模以上のもの。

① 多数の者が利用する建築物

（表2-1（い）欄（1）の用途のうち（ろ）に掲げるもの。）

② 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物

（表2-1（い）欄（2）の用途のうち（ろ）に掲げるもの。）

③ その敷地が県又は市町の耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害建築物（避難路沿道建築物）

（表2-1（い）欄（3）の用途のうち（ろ）に掲げるもの。）

■要緊急安全確認大規模建築物（耐震改修促進法附則第3条第1項各号、表2-1（イ））

以下の既存耐震不適格建築物（要安全確認計画記載建築物であって第7条各号に定める耐震診断結果の報告期限が2015（平成27）年12月30日以前であるものを除く。）であって、政令で定める規模以上のもの。

① 不特定かつ多数の者が利用する建築物又は地震の際の避難確保上特に配慮を要する者が主として利用する建築物

（表2-1（い）欄（1）の用途のうち（は）に掲げるもの）

② 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物

（表2-1（い）欄（2）の用途のうち（は）に掲げるもの）

■要安全確認計画記載建築物（耐震改修促進法第7条各号、表2-1（ウ））

以下の既存耐震不適格建築物であるもの。

① その敷地が県又は市町の耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限る。）

（表2-1（い）欄（3）の用途のうち（は）に掲げるもの）

② 県耐震改修促進計画に記載された大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な建築物（防災拠点となる建築物）

（表2-1（い）欄（4）の用途のうち（は）に掲げるもの）

【表2-1】特定の建築物の一覧表

(い) 用途	(ろ) 要件 (耐震診断努力義務対象)	(は) 要件 (耐震診断義務付け対象)			
(1) 多数の者が利用する用途 幼稚園、保育所 小学校、中学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校 ※ 老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの ※以外の学校 ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設 病院、診療所 劇場、観覧場、映画館、演劇場 集会場、公会堂 展示場 卸売市場 百貨店、マーケットその他の物品販売店を営む店舗 ホテル、旅館 賃貸住宅(共同住宅に限る。)、寄宿舎、下宿 事務所 博物館、美術館、図書館 遊技場 公衆浴場 飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの 理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗 工場(危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く) 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの 自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設 保健所、税務署、その他これらに類する公益上必要な建築物 体育館(一般公共の用に供されるもの)	(ア) 特定既存耐震不適格建築物 階数2以上かつ床面積 500 m <sup>2</sup> 以上 階数2以上かつ床面積 1,000 m <sup>2</sup> 以上(屋内運動場を含む) 階数2以上かつ床面積 1,000 m <sup>2</sup> 以上 階数3以上かつ床面積 1,000 m <sup>2</sup> 以上	(イ) 要緊急安全確認大規模建築物 階数2以上かつ床面積 1,500 m <sup>2</sup> 以上 階数2以上かつ床面積 3,000 m <sup>2</sup> 以上(屋内運動場を含む) 階数2以上かつ床面積 5,000 m <sup>2</sup> 以上 階数3以上かつ床面積 5,000 m <sup>2</sup> 以上 階数3以上かつ床面積 5,000 m <sup>2</sup> 以上 階数3以上かつ床面積 5,000 m <sup>2</sup> 以上 階数3以上かつ床面積 5,000 m <sup>2</sup> 以上			
			(2)危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物	階数1以上かつ床面積 1,000 m <sup>2</sup> 以上 政令で定める数量以上の危険物を貯蔵又は処理するすべての建築物【表2-2】	階数1以上かつ床面積 5,000 m <sup>2</sup> 以上 階数1以上かつ床面積 5,000 m <sup>2</sup> 以上(敷地境界線から一定距離以内に存する建築物)
			(3)避難路沿道建築物(通行障害建築物)	耐震改修等促進計画で指定する避難路の沿道建築物であって、一定の高さ以上の建築物	(ウ) 要安全確認計画記載建築物 耐震改修等促進計画で指定する重要な避難路の沿道建築物であって、一定の高さ以上の建築物
			(4)防災拠点となる建築物		耐震改修等促進計画で指定する防災拠点である病院、官公署、災害応急対策に必要な施設等の建築物

【表2—2】危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物における危険物の種類及び数量一覧表（耐震改修促進法施行令第7条）

用途	政令第7条第2項	危険物の種類		数量
危険物の貯蔵場又は処理場	第一号	火薬類	火薬	10トン
			爆薬	5トン
			工業雷管若しくは電気雷管又は信号雷管	50万個
			銃用雷管	500万個
			実包若しくは空包、信管若しくは火管又は電気導火線	5万個
			導爆線又は導火線	500キロメートル
			信号炎管若しくは信号火箭又は煙火	2トン
			その他火薬又は爆薬を使用した火工品	当該火工品の原料となる火薬又は爆薬の区分に応じ、それぞれ火薬・爆薬に定める数量
	第二号	石油類	消防法第2条第7項に規定する危険物（石油類を除く。）	危険物の規制に関する政令別表第3の類別の欄に掲げる類、品名の欄に掲げる品名及び性質の欄に掲げる性状に応じ、それぞれ同表の指定数量の欄に定める数量の10倍の数量
	第三号	危険物の規制に関する政令別表第4備考第六号に規定する可燃性液体類		30トン
	第四号	危険物の規制に関する政令別表第4備考第八号に規定する可燃性液体類		20立方メートル
第五号	マッチ		300 マッチトン	
第六号	可燃性ガス（第七号、第八号に掲げるものを除く。）		2万立方メートル	
第七号	圧縮ガス		20万立方メートル	
第八号	液化ガス		2,000トン	
第九号	毒物及び劇物取締法第2条第1項に規定する毒物（液体又は気体のものに限る。）		20トン	
第十号	毒物及び劇物取締法第2条第2項に規定する毒物（液体又は気体のものに限る。）		200トン	

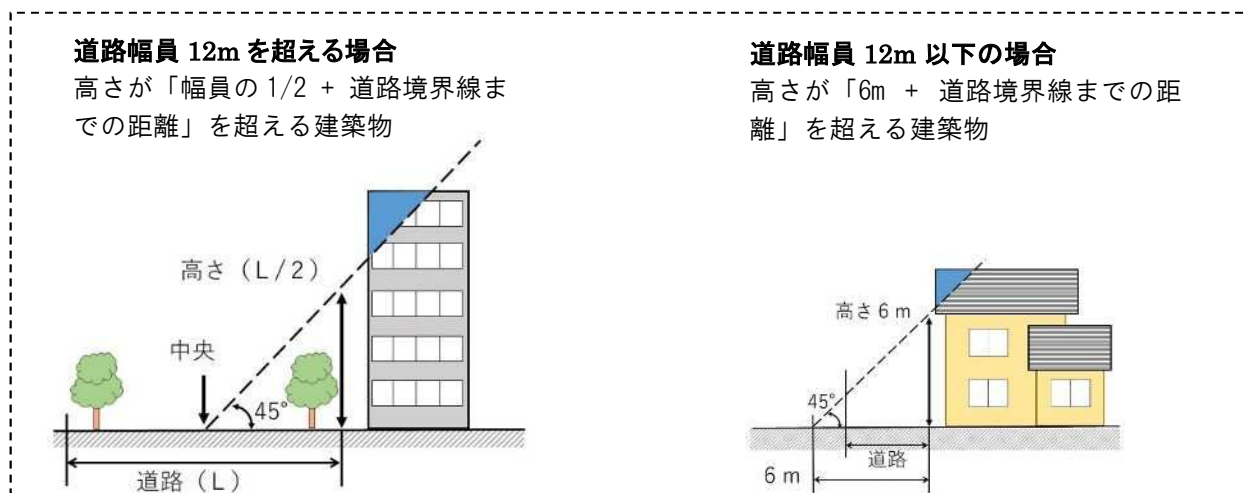
■ 通行障害既存耐震不適格建築物（耐震改修促進法第5条第3項第二号）

通行障害建築物であって既存耐震不適格建築物であるもの（避難路沿道建築物）

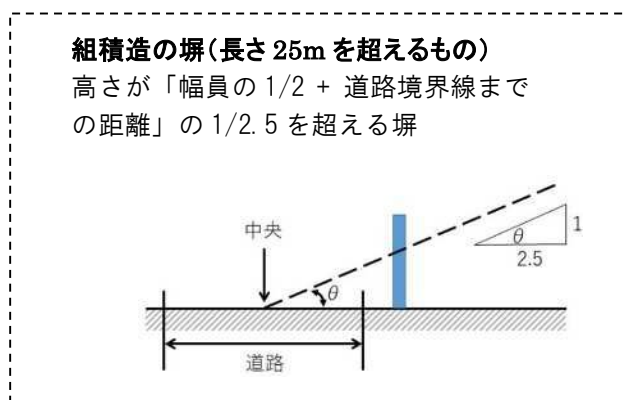
■ 通行障害建築物（耐震改修促進法第5条第3項第二号）

地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあるものとして政令で定める建築物

なお、対象となる道路は、地震時に通行を確保すべき道路として、第4章に記載。



【図2—1】地震発生時に通行を確保すべき道路の通行障害建築物



【図2—2】地震発生時に通行を確保すべき道路の通行障害建築物（組積造の塀）

■ 所管行政庁（耐震改修促進法第2条第3項）

建築主事を置く市をいい、その他の市町については県をいう。ただし本市においては、建築基準法第6条第1項第2号に規定する建築物のうち木造建築物（地階を除く階数が3以上、延べ面積300㎡超及び高さが16m超を除く。）又は同項第3号に規定する建築物のみが対象。

## 2 想定される地震と被害の状況

### (1) 三重県における大規模地震発生の緊迫性

三重県は、フィリピン海プレートがユーラシアプレートの下に沈みこむプレート境界付近に位置するとともに、国内でも活断層が特に密集して分布する中部圏・近畿圏に位置しています。

過去には、1605（慶長9）年の慶長地震、1707（宝永4）年の宝永地震、1854（安政元）年の安政東海地震、安政南海地震、1944（昭和19）年の昭和東南海地震など、概ね100年から150年の間隔で南海トラフを震源域とするプレート境界型地震が繰り返し発生し、県内全域にわたっての強い揺れ、また沿岸部に押し寄せた津波により、多くの人命が失われてきました。また、1586（天正13）年の天正地震や1854（安政元）年の伊賀上野地震など、活断層を震源とする内陸直下型地震も発生しており、そのたびに大きな被害を受けてきました。

国の地震調査研究推進本部（文部科学省）の発表（2025（令和7）年9月時点）では、南海トラフ地震（マグニチュード8～9クラス）の今後30年以内の発生確率を60～90程度%以上としており、大規模地震発生 of 緊迫度が高い状況にあります。

### (2) 想定される地震

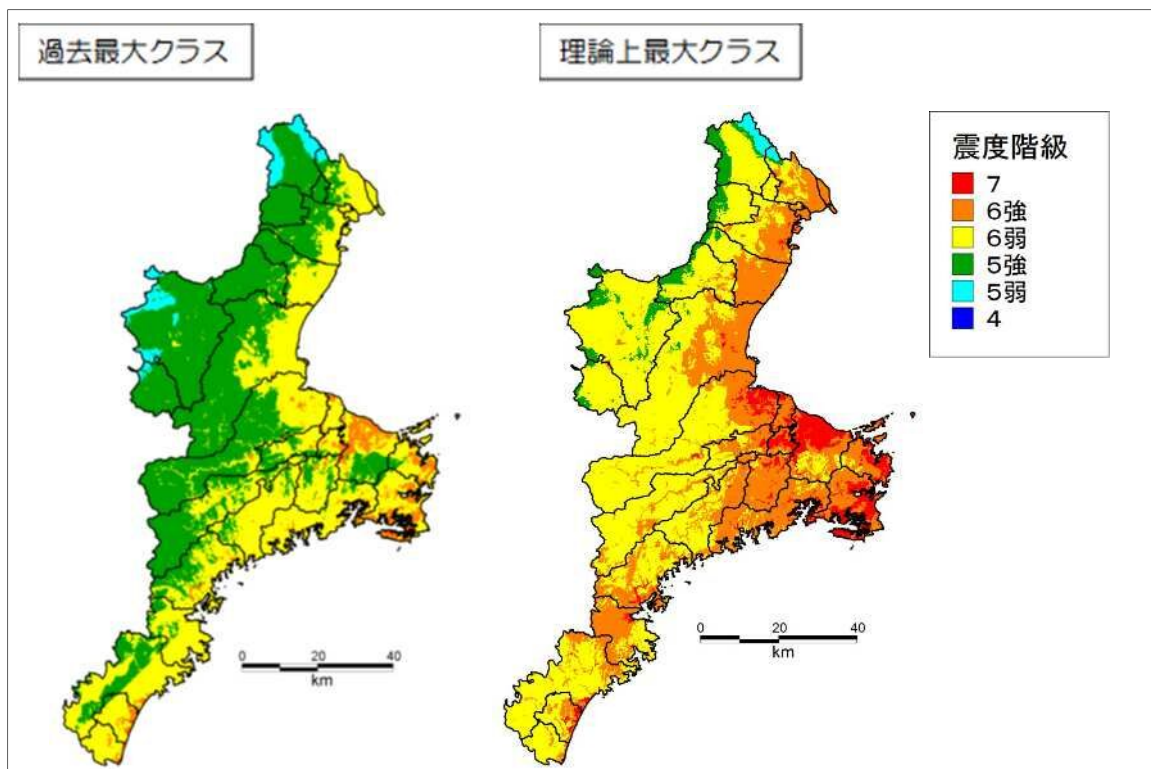
三重県では、2014（平成26）年3月に、南海トラフを震源域とする巨大地震、及び県内に数多く分布する活断層を震源とした内陸直下型地震について複数レベルの発生パターンを想定し、被害予測等を取りまとめました。

そのうち、南海トラフを震源域とする巨大地震については、過去概ね100年から150年間隔でこの地域を襲い、揺れと津波で三重県に甚大な被害をもたらしてきた、歴史的にこの地域で起こりうることが実証されている、過去最大クラスの南海トラフ地震を想定し、被害想定を行っています。

また、東日本大震災の発生直後に各地で内陸地震が頻発したように、プレート境界型の巨大地震の発生前後には、内陸部においても地震活動が活発化することが知られています。過去にも南海トラフ周辺において、1854（安政元）年12月に安政東海地震、安政南海地震が相次いで発生しましたが、その約5か月前の同年7月には、伊賀上野地震が発生しており、約1,300人の死者を出すなど大きな被害をもたらしました。近い将来、南海トラフ地震の発生が確実視されるなかで、同時に内陸直下型地震の発生についても、十分に備えておくことが必要です。このように、県内は沿岸部のみならず内陸部でも強い揺れが想定されており、耐震対策は県全域にわたって取り組まなければならない必須の対策です。

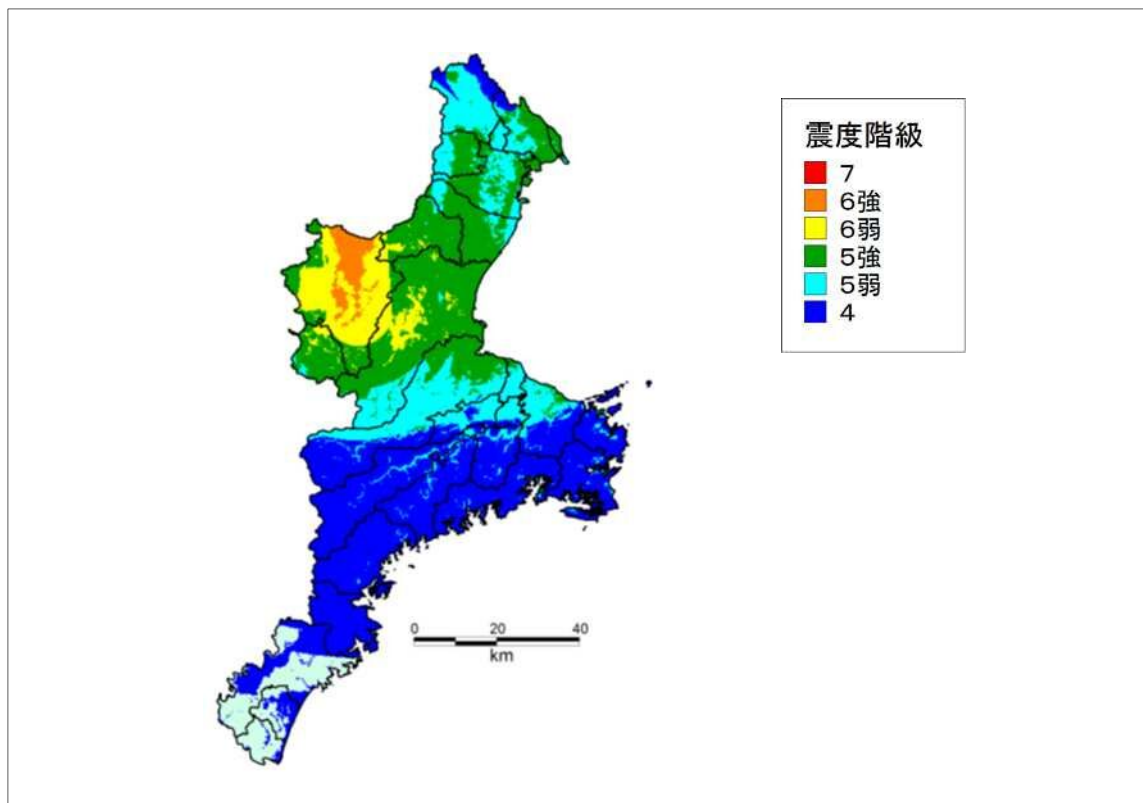
そこで、県内に存在が確認されている活断層のうち、本市に深刻な被害をもたらすことが想定される活断層として頓宮断層を選定し、被害予測を行っています。

【図2-3】南海トラフ地震による強震動の比較



2014（平成26）年3月 三重県地震被害想定調査結果より

【図2-4】頓宮断層を震源とする地震による強震動予測結果



2014（平成26）年3月 三重県地震被害想定調査結果より

【表2—3】地震被害想定及び既存被害想定における最大震度一覧

内閣府想定 (2012(平成24)年)	今 回 想 定			三重県想定 (2005(平成17)年)
	南海トラフ (理論上最大)	南海トラフ (過去最大)	頓宮断層	
6弱	6強	6弱	6弱	5強

(3) 想定される建物被害

建物被害(全壊・焼失)については、火気や暖房機器の使用が多く火災の発生が懸念される「冬・夕18時」ケースを想定して、予測結果が示されています。

過去最大クラスの南海トラフ地震では、本市全域で約20棟の建物被害が予測され、すべて揺れにより全壊すると予測されています。

次に、内陸直下型地震にあたる頓宮断層地震では、本市全域で約100棟の建物被害が予測され、すべて揺れにともない全壊すると予測されています。

【表2—4】南海トラフ地震における全壊・焼失棟数(冬夕発災) (単位:棟)

	揺れ	液状化	急傾斜地等	火災	合計
過去最大クラス	約20				約20
理論上最大クラス	約600		約10	約10	約600

【表2—5】頓宮断層の地震における全壊・焼失棟数(冬夕発災) (単位:棟)

	揺れ	液状化	急傾斜地等	火災	合計
三重県想定	約100		約10		約100

## 3 建築物の耐震化の現状

## (1) 住宅の耐震化の状況

住宅・土地統計調査（総務省統計局調査。以下「統計調査」という。）によると、2023（令和5）年の住宅総数（空き家等を除いた居住世帯のある住宅）は31,060戸であり、そのうち、耐震性のある住宅は28,045戸となります。これをもとに算出した「居住世帯のある住宅総数のうち耐震性のある住宅戸数の割合」（以下「耐震化率」という。）は90.3%となります。

一方、耐震性のない住宅は3,015戸（9.7%）と推計され、2003（平成15）年統計調査時点の6,080戸（22.0%）から20年間で3,065戸減少しています。

【表2—6】名張市における住宅耐震化の状況

（単位：戸）

名張市内の住宅戸数		2003 (H15) 年度	2008 (H20) 年度	2013 (H25) 年度	2018 (H30) 年度	2023 (R05) 年度
住宅総戸数		27,670	28,660	29,900	30,390	31,060
耐震性のある住宅戸数(①+②)		21,590	23,934	25,555	26,521	28,045
耐震化率		78.0%	83.5%	85.5%	87.3%	90.3%
新耐震基準の住宅戸数①		18,960	21,300	23,660	24,270	25,290
旧耐震基準の住宅戸数		8,710	7,360	6,240	6,120	5,770
耐震性 あり	木造住宅(※1)	1,400	1,509	1,447	1,403	1,664
	木造以外の住宅(※2)	1,230	1,125	448	848	1,091
	計②	2,630	2,634	1,895	2,251	2,755
耐震性 なし	木造住宅(※1)	5,810	4,371	4,203	3,456	2,686
	木造以外の住宅(※2)	270	355	142	413	329
	計	6,080 (22.0%)	4,726 (16.5%)	4,345 (14.5%)	3,869 (12.7%)	3,015 (9.7%)

この表の値は統計調査の結果から本市において推計しています。

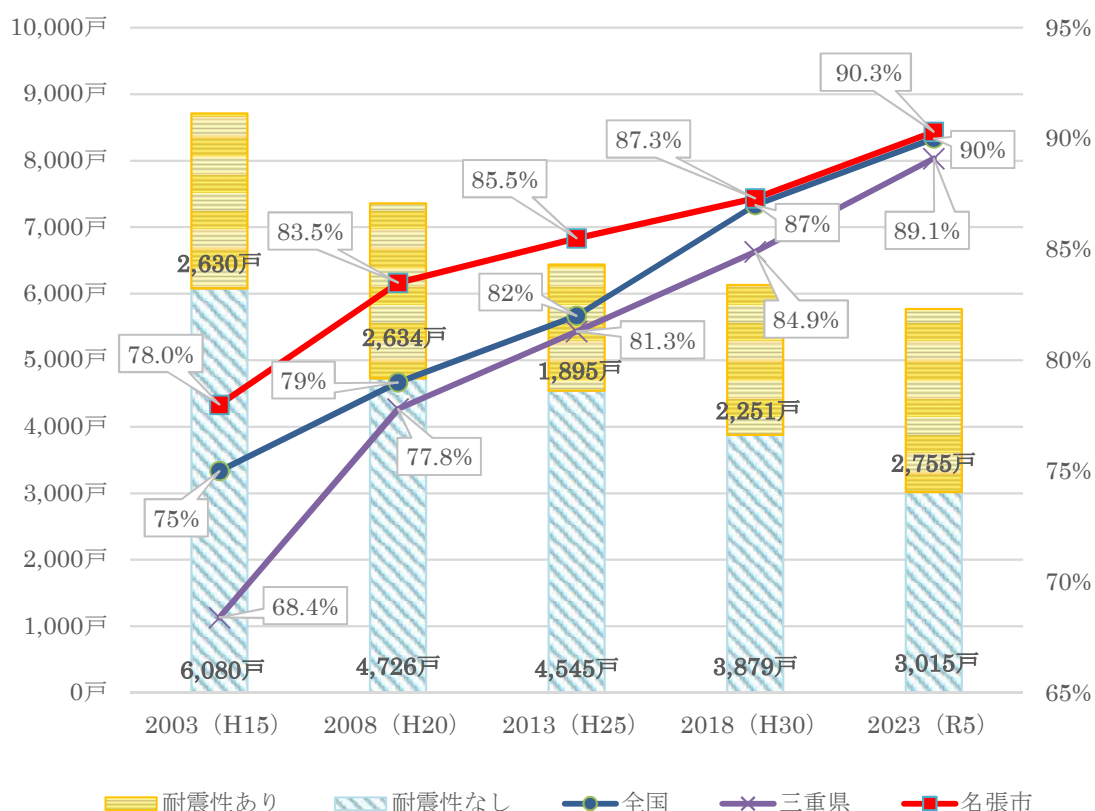
※1 木造住宅とは、木造の戸建、長屋、共同住宅であり、2023(令和5)年度時点で4,350戸となります。

※2 木造以外の住宅とは、鉄骨、鉄筋コンクリート、その他の構造の戸建、長屋、共同住宅です。

(第二次計画の目標に対する実績)

第二次計画で定めた2025(令和7)年度の目標である「住宅耐震化90%以上」については、2023(令和5)年度の推計値で90.3%と、2年前倒して目標を達成しています。

同じく、2025(令和7)年度の参考指標である「旧耐震基準の住宅戸数に占める耐震性のない住宅戸数49.2%以下」については、2023(令和5)年度の推計値で48.3%(耐震性のない住宅数/2013(平成25)年時点の旧耐震基準の住宅戸数)と、こちらも2年前倒して指標に到達しています。



【図2-5】名張市、三重県及び全国の耐震化率等の推移

(耐震関係補助の状況)

本市では、2004(平成16)年度以降、旧耐震基準で建築された木造住宅を対象に、耐震診断、補強設計、補強工事及びリフォーム工事等各種の補助制度を設け、三重県と連携して耐震化を推進してきました。

地震への危機意識は、国内で大規模な地震被害が発生した後に増加し、その後は時間の経過と共に薄れていく傾向にあります。2024(令和6)年1月の能登半島地震発生直後は、特に耐震診断への問合せが急増しましたが、耐震補強等の補助実績としては例年並みの状況が続いています。

（耐震補強をめぐる現状と課題）

耐震補強については、旧耐震基準で建築された木造住宅所有者の多くが高齢者であり、将来の利用の見通しや資金面等から、耐震補強や建替えになかなか踏み込めない状況がうかがえます。

三重県が2024（令和6）年度まで毎年度実施していた防災に関する県民意識調査において、「耐震補強の決心がつかない、耐震補強をしない理由」に対する回答では、「補強工事に多額の費用がかかるから」が2012（平成24）年度以降一貫して最も多くを占めており、本市においても同様の意見をよく耳にすることから、耐震補強工事に要する費用が、補強工事を躊躇する大きな要因になっていると見られます。

近い将来の発生が予想されている南海トラフ地震では、市内の広い地域で震度5強以上の強い揺れが想定されており、耐震性のない住宅では、圧死等の原因となる倒壊が危惧される状況にあります。

耐震性のない住宅に住み続けることが、命の危険にもつながることを理解し、意識することが重要であり、住宅の耐震性確保の重要性の啓発に継続的に取り組む必要があります。

このことから、耐震補強工事に要する費用を補助金等で支援しながら、補強工事費用の低減が期待される低コスト工法や精密診断法による補強設計を普及させる取組も引き続き行っていく必要があります。

(2) 特定の建築物の耐震化の状況

特定の建築物のうち、市内の多数の者が利用する建築物は2024（令和6）年度末時点で186棟あり、そのうち、新耐震基準で建築された建築物が134棟、旧耐震基準で建築された建築物は52棟となっており、旧耐震基準で建築された建築物の割合は28.0%となっています

また、本市における多数の者が利用する建築物の耐震化率は、92.5%となっています。

【表2—7】名張市における多数の者が利用する建築物の耐震化の状況（単位：棟）

年度		名張市における多数の者が利用する建築物 計			
		市有建築物	県有建築物	民間建築物	
2019 (R1) 年度	建築物総数	196	54	17	125
	耐震性のある建築物数 (①+②) (耐震化率)	179 (91.3%)	54 (100%)	17 (100%)	108 (86.4%)
	新耐震基準建築①	144	31	9	104
	旧耐震基準建築 計	52	23	8	21
	耐震性あり②	35	23	8	4
	耐震性なし	17	0	0	17
2024 (R6) 年度	建築物総数	186	54	17	115
	耐震性のある建築物数 (①+②) (耐震化率)	172 (92.5%)	54 (100%)	17 (100%)	101 (87.8%)
	新耐震基準建築①	134	29	9	96
	旧耐震基準建築 計	52	25	8	19
	耐震性あり②	38	25	8	5
	耐震性なし	14	0	0	14

※ 耐震化率の算定は、1981（昭和56）年6月1日以降の新耐震基準で建築された建築物と1981（昭和56）年5月31日以前の旧耐震基準で建築された建築物のうち、耐震性があると確認されている建築物との合計が全体に占める割合です。

特定の建築物のうち、多数の者が利用する建築物は、その用途が多岐にわたるため、防災対策における重要度に応じて3つに分類し、取り組んでいます。具体的には、多数の者が利用する建築物のうち、社会福祉施設、地震発生後の応急・救援活動を円滑に実施するために必要な避難施設、医療救護施設、災害応急対策の拠点施設等のA類から耐震化を進めることとし、次に不特定多数の人が避難施設として使用する可能性のあるB類、その他のC類と優先付けをします。分類は表の建築物の対象用途に従いますが、県及び市が地域防災上の位置付けをしている建築物は、用途分類における分類を優先します。

全ての多数の者が利用する建築物について耐震化を進めていくことは当然ですが、いつ発生するか分からない大規模地震への対策として、地震発生時に使用可能な状態を確保する必要性が高い建築物から優先的に耐震化を進めます。

【表2-8】多数の者が利用する建築物の分類

類	用途分類	類	重要度による分類		建築物の対象用途
A	社会福祉施設、地域防災計画に指定されている避難施設、医療救護施設に指定されている施設、災害応急対策を実施する拠点となる施設、警察本部、警察署	I	施設の中で、防災対策、救助活動等の拠点となる建築物		小学校等、学校（幼稚園・小学校を除く）、集会場・公会堂、公益施設（以上、公共）、入所施設、福祉施設、医療施設
		II	I以外の建築物（附属建築物等）		Iの附属建築物
B	不特定多数の人が避難施設として使用する可能性のあるA類以外の施設	I	主として避難施設として使用される建築物		小学校等、学校（幼稚園・小学校を除く）、集会場・公会堂（以上、民間）、幼稚園、保育所、博物館・美術館・図書館
		II	I以外の建築物（附属建築物等）		体育館
C	A、B類以外の施設	I	利用する人の生命・身体を安全を図る建築物	賃貸住宅等	共同住宅、寄宿舍・下宿
					上記以外
		II	I以外の建築物（附属建築物等）		運動施設、劇場・観覧場、映画館・演芸場、展示場、物販店舗、飲食・風俗・サービス業用店舗、工場、自動車庫

※ A：地震発生後も構造体の補修をすることなく建築物が使用できる必要があるもの、B：地震発生後も構造体の大きな補修をすることなく建築物が使用できる必要があるもの、C：地震発生後に構造体の部分的な損傷は生じるが、人命の安全確保が必要であるもの、として分類しています。

※ 耐震化の優先度は、A-I、B-I、A-II、B-II、C-I、C-IIとします。

(市が所有する建築物)

市有建築物では、多数の者が利用する建築物の耐震化について、2015(平成27)年度末時点において耐震化が完了しています。

【表2-9】市が所有する多数の者が利用する建築物の耐震化の状況 (単位：棟)

年度	用途分類	重要度による分類	建築物 総数	耐震性あり	耐震性なし	耐震化率 d=b/a	
			a=b+c	b	c		
2015 (H27) 年度	A	I	43	43	0	100%	
		II	0	0	0	-	
	B	I	1	1	0	100%	
		II	1	1	0	100%	
	C	I	賃貸住宅等	1	1	0	100%
			上記以外	3	3	0	100%
		II	0	0	0	-	
	計			49	49	0	100%

(民間の建築物)

民間建築物では、多数の者が利用する建築物のうち、特に防災上重要となる用途分類A及びBについては、2024(令和6)年度末時点において、耐震化が完了しています。用途分類C(A、B以外の施設)の耐震化は、対象となる旧耐震基準の建築物は概ね45年以上経過することから、今後は建替えを含めた除却による耐震化が進むと考えられます。

【表2-10】民間の多数の者が利用する建築物の耐震化の状況 (単位：棟)

年度	分用途	重要度による分類	建築物 総数	耐震性あり	耐震性なし	耐震化率 d=b/a	
			a=b+c	b	c		
2019 (R1) 年度	A	I	27	25	2	92.6%	
		II	0	0	0	-	
	B	I	13	12	1	92.3%	
		II	0	0	0	-	
	C	I	賃貸住宅等	40	32	8	80.0%
			上記以外	22	19	3	86.4%
		II	23	20	3	87.0%	
計			125	108	17	86.4%	
2024 (R6) 年度	A	I	26	26	0	100%	
		II	0	0	0	-	
	B	I	12	12	0	100%	
		II	0	0	0	-	
	C	I	賃貸住宅等	38	30	8	78.9%
			上記以外	16	13	3	81.3%
		II	23	20	3	87.0%	
計			115	101	14	87.8%	

※ 耐震性の有無が未確認の建築物は耐震性がないものとして計上しています。

## 第3章 計画の方針

### 1 計画の基本方針

国が定めた耐震改修促進法に基づく「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年国土交通省告示第184号）」では、耐震性が不十分な住宅については2035（令和17）年までに、耐震性が不十分な耐震診断義務付け対象建築物のうち要緊急安全確認大規模建築物については2030（令和12）年までに、要安全確認計画記載建築物については早期におおむね解消としています。

その基本的な方針及び第二次計画における目標を踏まえ、2030（令和12）年度までの住宅及び特定の建築物の耐震化率の目標を定めます。

これらの目標を達成することにより、建築物の倒壊等による被害を低減し、南海トラフを震源域とする大規模地震等への備えを進めます。

### 2 基本的な取組方針

#### （1）建物所有者の主体的な取組

建築物の耐震化の促進にあたっては、市民や事業者による自助、地域社会による共助、県や市などの公助の原則を踏まえ、まず、建物所有者が自らの課題として、主体的に取り組むことが不可欠です。そして、地震による住宅や建築物の被害及び損傷が発生した場合、自らの生命、身体及び財産はもとより、道路閉塞や出火など、地域の安全性に重大な影響を与えかねない問題であることを十分に認識して、耐震化に取り組む必要があります。

#### （2）市の支援

本市は、建物所有者の主体的な取組を支援するため、耐震診断及び耐震改修を実施しやすくするための環境整備や情報提供など、技術的な支援を行うものとします。

また本市は、地震災害からの復旧にかかる費用を大幅に減らす効果が期待できる住宅の耐震化や防災・減災対策としての有効性が高い建築物の耐震化など、公費負担の必要性の観点から財政的支援を行うものとします。

#### （3）関係者との連携

県、市、関係団体及び建物所有者等は、適切な役割分担のもとに、建築物の耐震化の促進に取り組むものとします。

また特に所管行政庁と連携して、旧耐震基準の建物所有者に対して耐震診断及び耐震改修について必要な情報提供や啓発を行います。

3 計画の目標

(1) 住宅の耐震化の目標

目標1. 住宅の耐震化	目標：耐震化率 95%以上 (2023 (R 5) 年度推計値：90.3%)
-----	
目標値の算定式	
$\text{耐震化率} = \frac{\text{(1980 (S55) 年以前の耐震性のある住宅数} + \text{1981 (S56) 年以降の住宅数)}}{\text{(居住世帯のある住宅総数)}}$	

国においては、「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針(平成18年国土交通省告示第184号)」の中で、住宅について2035(令和17)年までに耐震性が不十分なものをおおむね解消、「第1次国土強靱化実施中期計画」の中で、住宅の耐震化率を2030(令和12)年までに95%、2035(令和17)年までに耐震性が不十分なものをおおむね解消とする目標を設定しています。

こうしたことを踏まえ、本市における住宅の耐震化の目標は、引き続き「住宅の耐震化率」とし、計画期間の最終年度である2030(令和12)年度の目標値を「95%以上」とします。

【表3-1】名張市における住宅耐震化率の目標

	2023 (R5) 年度 統計調査に基づく推計値	2030 (R12) 年度
耐震化率 (目標値)	90.3%	95%以上

(2) 特定の建築物の耐震化の目標

① 公共建築物の耐震化の目標

市有建築物では、多数の者が利用する建築物の耐震化について、2015(平成27)年度末時点において耐震化が完了していることから、引き続き、それらの建築物の適切な維持管理に努めます。(市有施設の建築物の耐震化 現状値：100%)

② 民間建築物の耐震化の目標

目標2. 民間建築物の耐震化	目標：耐震化率 90 %以上 (現状値：87.8%)
----------------	-------------------------------

民間建築物では、多数の者が利用する建築物のうち、特に防災上重要となる用途分類A及びBの建築物は、2024(令和6)年度末時点で耐震化が完了しています。

引き続き、用途分類C(A、B以外の施設)の耐震化を推進することにより、2030(令和12)年度末までに耐震化90%以上を目標とし、民間建築物の耐震化を推進します。(民間建築物の耐震化(用途分類A、B) 現状値：100%)

【表3-2】民間の多数の者が利用する建築物の耐震化の状況 (単位：棟)

年度	用途分類	重要度による分類	建築物総数	耐震性あり	耐震性なし	耐震化率	
			a=b+c	b	c		d=b/a
2024 (R6) 年度	A	I	26	26	0	100%	
		II	0	0	0	-	
	B	I	12	12	0	100%	
		II	0	0	0	-	
	C	I	賃貸住宅等	38	30	8	78.9%
			上記以外	16	13	3	81.3%
		II	23	20	3	87.0%	
計			115	101	14	87.8%	

※ 耐震性の有無が未確認の建築物は耐震性がないものとして計上しています。

## 第4章 建築物の耐震化のための施策

### 1 住宅の耐震化

#### (1) 木造住宅の耐震化の支援

本市では、木造住宅の耐震化に係る耐震診断、耐震補強設計、耐震補強工事等に対して必要な支援を行います。

##### ① 木造住宅の耐震化に対する支援

旧耐震基準で建てられた木造住宅の耐震化に係る耐震診断、耐震補強設計、耐震補強工事等に対して、名張市木造住宅耐震事業の各補助金による支援を行います。

##### ② 耐震性のない空き家の除却に対する支援

耐震性のない空き家の除却に対して、名張市木造住宅耐震補強等事業の補助金による支援を行い、地震発生時に空き家が倒壊し、道路を閉塞するなどして、避難行動や救命活動、復旧・復興活動が阻害されないよう取り組みます。

##### ③ 耐震補強工事に要する費用の低減の推進

耐震補強工事の際に、床や天井の張り替えを最小限にして補強壁を取り付ける低コスト工法や、部材やその接合部等を詳細に検証することで、補強工事費用の低減が期待できる精密診断法による耐震設計の導入を促進するため、設計者や工事業者等を対象とした講習会を三重県と連携して実施していきます。

また、低コスト工法の導入に積極的で、三重県の講習会を受講した設計者や工事業者を三重県ホームページで公開がされているため、住宅所有者に情報提供します。

##### ④ 補助金に係る代理受領制度の活用

耐震補強等工事の補助金は、通常、工事が完了し、業者への支払い完了後に市から申請者である住宅所有者に支払われるため、一時的に補助金分も含め所有者が業者に対して立替払をする必要があります。この所有者の負担を軽減するため、補助金の申請者である所有者の委任により、工事を行った業者が、所有者の代わりに直接補助金を請求し、受領することができる「代理受領制度」の活用を促進します。

⑤ 耐震改修利子補給制度の活用の促進

高齢者世帯における耐震補強工事を促進するため、60歳以上の方を対象としたリバースモーゲージ型住宅ローンであるリ・バース60を利用した耐震補強工事において、国がその利子補給を行うことにより、無利子又は低利子で工事費用の融資を受けられるものとして、2025（令和7）年に新たな利子補給制度が創設されました。この制度の利用が促進されるよう、リ・バース60を含めた利子補給制度について、情報提供に努めます。

（2）住宅の耐震化の促進

本市では、住宅の耐震化の促進のため、市民のみなさんに耐震診断・耐震改修等必要な啓発や情報提供等を行います。

① 建築相談窓口を活用した耐震診断・耐震改修に係る相談体制の確保

都市整備部住宅室及び建築担当部署において、住宅・建築物の耐震化をはじめ、リフォームや建築全般について、相談を受け付けます。

② 住宅の戸別啓発の実施

耐震化のための普及啓発は、住民に直接働きかける取組が最も効果をあげていることから、引き続き、木造住宅が集積している地域における未耐震診断住宅の所有者には耐震診断、耐震診断を終えた方へは耐震改修等について、重点的な戸別訪問やダイレクトメールの送付等の啓発を三重県や関係団体と連携し、実施していきます。

③ 市広報やインターネット等を活用した情報提供

広く市民のみなさんに情報を提供するため、市広報のほか、市ホームページ、新聞やラジオ等のマスメディアを活用して耐震診断・耐震改修に必要な情報提供を行っています。

④ 耐震診断を行った住宅所有者等への啓発

耐震診断で、耐震性の不足が判明した木造住宅の所有者等に対して、地震から命を守る取組を促すため、耐震改修等補助及び耐震シェルター等設置補助制度の実施のほか、耐震改修促進税制等の情報を提供します。

⑤ 防災教育を通じた啓発

学校での防災教育において、児童・生徒や参観した保護者等に住宅耐震化の重要性を認識して貰うとともに、子どもから親や祖父母等へ伝えて貰うことで、家庭内での住宅耐震化に関する問題意識の醸成を図ります。

⑥ 地元組織を通じた啓発

住宅・建築物の耐震化をはじめ、防災に対する取組が広がるためには、市民のみなさんが自ら積極的に活動し、自らの命は自らが、自分たちの地域は自分たちが守るという意識を持つことが重要であり、地域づくり組織や自主防災組織等の地元組織が中心となって、住宅・建築物の耐震化や防災対策に取り組む必要があります。

そのため、「出前トーク」等の実施を通して、過去の地震被害、地域での取り組みの重要性等についての周知、啓発に取り組めます。

また、指定避難場所や防災関係機関を表示した「洪水・土砂災害ハザードマップ」を作成し、地元組織が円滑に活動に取り組めるよう、支援を行っています。

引き続き、地元との連携を深めていきます。



⑦ 新耐震基準木造住宅の耐震性能検証と維持管理の啓発

熊本地震や能登半島地震での建築学会の調査結果では、1981（昭和56）年6月から2000（平成12）年5月までの木造住宅（以下、「2000（平成12）年以前新耐震基準木造住宅」といいます。）についても、被害数は1981（昭和56）年5月以前に比べ少ないものの、一定数の被害が見られたことから、2000（平成12）年以前新耐震基準木造住宅についても耐震壁の配置等によっては耐震性が十分でないものもあること、また木造住宅は腐食等により耐震性が低下する可能性があることを注意喚起し、住宅所有者が耐震性の確保と維持管理に主体的に取り組んでいただく必要があることを広く啓発していきます。

## 2 建築物の耐震化

### (1) 建築物の耐震化の促進

本市では、建築物の耐震化の促進のため、耐震診断・耐震改修等の実施に向けた環境整備、所管行政庁と共に耐震化状況の公表や指導、助言等を行います。

#### ① 耐震化を促進する環境整備

本市では、建築物の耐震化の促進のために、対象建築物所有者に対し、耐震診断・耐震改修等に必要な情報提供等を行います。

また、過去に発生した地震の被害から、耐震改修が有効である旨の情報提供等を行なっています。

#### (建築物の所有者への周知)

耐震改修促進法では、耐震関係の基準に適合していない全ての建築物について、耐震化の努力義務が課されました。必要に応じ、市のホームページなどを活用して、関係する法改正の概要や建築物の耐震化に関する情報提供を行います。

#### (相談窓口での情報提供)

本市の建築・防災担当部署において、所有者等からの相談に対応します。

また、所管行政庁では、所有する建築物が、耐震改修促進法により耐震診断が義務付けられる建築物に該当するか否かについて判断を行い、県や市の窓口では、耐震診断・耐震改修に関する支援制度についての情報提供を行います。

#### (専門家・事業者の育成等)

耐震診断を実施する有資格者等について、三重県や一般財団法人日本建築防災協会等と連携してセミナー・講習会を開催して育成を図ります。また、育成した有資格者等については、所有者等へ情報提供を行います。

#### ② 市有建築物の耐震診断の結果及び耐震化状況の公表

市有建築物のうち、耐震化の目標設定の対象となっている建築物の耐震診断結果及び耐震化の実施状況については、市のホームページ等で公表しています。

#### ③ 要緊急安全確認大規模建築物の耐震診断の結果の公表

要緊急安全確認大規模建築物は、耐震改修促進法により耐震診断を行い、その結果を所管行政庁へ報告することが義務付けられており、その結果も公表されています。公表後に耐震改修等が実施された建築物にあっては、公表内容にその旨を付記するなど、所有者が迅速に耐震改修等に取り組んだ成果を公表されています。

### （所管行政庁との連携）

耐震改修促進法及び建築基準法に基づく助言、指導あるいは指示にあたっては、所管行政庁と連携し行なっていきます。

### （2）計画的な耐震化の推進

耐震改修促進法に設けられた各種認定制度は、建築物の耐震改修を促進するうえで有効であることから、これらの制度が活用されるよう情報提供をします。なお、この制度に関しては、戸建て住宅やマンションにおいても活用することができます。

#### ① 耐震改修工事に係る容積率、建蔽率等の緩和（耐震改修促進法第17条）

耐震改修を行う際に、床面積が増加することなど建築基準法上の問題から、有効に活用の出来ない耐震改修工法がありますが、建築物の耐震改修の計画を作成し、所管行政庁の認定を受けることにより、耐震改修でやむを得ず増築するものについて容積率、建蔽率、あるいは耐火建築物における防火規定の特例措置が認められます。これにより、耐震改修における工法の選択肢を広げることができます。

#### ② 建築物の地震に対する安全性の表示制度（耐震改修促進法第22条）

建物所有者は、所管行政庁から、建築物が地震に対する安全性に係る基準に適合している旨の認定を受けることができます。認定を受けた建築物は、広告等に認定を受けたことを表示することができます。

#### ③ 区分所有建築物の議決要件の緩和（ $3/4 \rightarrow 1/2$ ）（耐震改修促進法第25条）

耐震診断を行った区分所有建築物の管理者等は、所管行政庁から、当該区分所有建築物が耐震改修を行う必要がある旨の認定を受けることができます。これにより、認定を受けた区分所有建築物は、区分所有法（建物の区分所有等に関する法律第17条）に規定する共用部分の変更決議について、 $3/4$  以上から集会出席者の $1/2$  超（過半数）に緩和されます。

### （3）多様な主体との連携

本市は、関係部局及び所管行政庁との連携はもとより、関連団体等に対し、耐震化に関する情報提供や普及啓発に取り組んでいきます。

### 3 まちの安全対策

#### (1) まちづくりにおける建築物の耐震化対策

##### ① 地震時に通行を確保すべき道路の指定

三重県では、地震によって建築物が倒壊することにより、その敷地に接する道路の通行を妨げ、市町の区域を越える相当多数の者の円滑な避難が困難になることを防止するため、耐震診断義務化対象路線及び耐震診断指示対象路線を指定しました。

##### (耐震診断義務化対象路線の指定)

耐震改修促進法第5条第3項第二号に基づく耐震診断義務化対象路線として、三重県地域防災計画で定められた三重県緊急輸送道路ネットワーク計画における第1次緊急輸送道路を2015（平成27）年12月より指定しています。

また、この沿道で道路を閉塞するおそれのある建築物（通行障害既存耐震不適格建築物という。以下同じ。）の所有者に、同法第7条第1項第二号に基づき2021（令和3）年3月31日までに、耐震診断を行いその結果を、所管行政庁へ報告することを義務付けており、その結果について公表しています。（※1）

本市区域内に所在する、三重県において指定された耐震診断義務化対象路線等の沿道の道路を閉塞する恐れのある建築物について、三重県と連携し、耐震化を促進します。

なお、第二次計画において耐震診断義務化対象路線として追加で指定した第1次緊急輸送道路の部分については、その後の第1次緊急輸送道路の見直しにより、耐震診断義務化路線の対象外となりました。加えて、通行障害既存耐震不適格建築物のうち組積造の塀（耐震改修促進法施行令第4条第二号に定めるもの）については、第1次緊急輸送道路には該当するものがないため、報告期限は定められていません。

（※1）本市については、建築基準法第6条第1項第2号に規定する建築物のうち木造建築物（地階を除く階数が3以上、延べ面積300㎡超及び高さが16m超を除く。）又は同項第3号に規定する建築物のみを対象とし、それ以外の建築物は三重県へ報告することになります。

##### (耐震診断指示対象路線の指定)

三重県では、耐震改修促進法第5条第3項第三号の規定に基づき、沿道の建築物の耐震化を促進するため、適宜必要な指示を行い、これに従わない場合はその旨を公表する道路として、第2次緊急輸送道路を指定しています。

この路線における通行障害既存耐震不適格建築物の所有者は、耐震改修促進法第14条の規定に基づき、耐震診断を行い、その結果に応じて耐震改修に努めなければなりません。

また本市区域内に所在する、三重県において指定された耐震診断指示対象路線の沿道の建築物について、耐震化を促進します。

【表4—1】三重県緊急輸送道路ネットワーク計画における、第1次緊急輸送道路  
(名張市関係)

路線 番号	路線名	区 間		連絡路線(拠点)名	
		起 点 (市町字名)	終 点 (市町字名)	起 点	終 点
<b>第 1 次 緊 急 輸 送 道 路</b>					
<b>一般国道(県管理)</b>					
165	一般国道165号	名張市安部田	津市雲出本郷町	奈良県境	一般国道23号

② 耐震診断義務化対象路線沿道の建築物の耐震化支援

地震時に通行を確保すべき道路として、耐震診断義務化対象路線に指定した道路の通行障害既存耐震不適格建築物に対し、耐震改修促進法第10条の規定に基づき、耐震診断の実施に必要な費用を負担します。

またその結果、地震に対する安全性の向上を図る必要があると認められるときは、耐震補強設計、耐震改修等の実施に必要な費用を負担します。

③ 既成市街地の耐震化の促進

想定される地震の被害を軽減させるためにも、老朽木造住宅が集積している既成市街地について地域の実情に合わせた耐震化を検討し、促進します。

特に、老朽木造住宅が密集している、いわゆる「密集市街地」は、老朽木造住宅が多いことから倒壊の危険性が高いとともに、倒壊により火災が発生するなど、大規模な被害を引き起こす可能性が高い地域です。

このような密集市街地においては、避難路となるような道路の整備が不十分なところもあり、住宅の耐震化だけでは必ずしもまちの安全性が実現されるとは限りません。

老朽木造住宅の除却・建替は、住宅の不燃化の促進に結びつくもので、まちの安全性の確保にもつながります。また、除却・建替が困難な建築物については、耐震化とともに不燃化についても検討します。

④ 空き家対策

2023(令和5)年住宅・土地統計調査によると、空き家は住宅総数の16.8%(約5,210戸)を占めています。今後も空き家が一層増加すると予測されることから、管理不全の空き家も増加するものと考えられます。

空き家の倒壊による道路の閉塞等は、緊急車両等の通行・活動に支障をきたすなど人的被害を拡大させる可能性があることから、除却等の支援を図り、まちの安全性を確保します。

## ⑤ がけ地に近接する等の危険住宅に対する移転支援

近年の自然災害によって、全国で多くの土砂災害が発生していることから、「土砂災害特別警戒区域」や、建築基準法第39条の規定に基づく「災害危険区域」、同法第40条の規定に基づく建築が制限される区域は、地震時等に、がけの崩壊等のおそれが大きいため、これらの区域からの移転のために要する既存住宅の除却費及び移転先での住宅建築に係る借入金に対する利子補給の補助を受けることができる「がけ地近接等危険住宅移転事業」の活用を図ります。

## (2) 耐震化の促進のための普及啓発

## ① 災害予測図の普及啓発

三重県では、2013（平成25）年度三重県地震被害想定調査において、過去最大クラスの南海トラフ地震、理論上最大クラスの南海トラフ地震、陸域の活断層（養老—桑名—四日市断層帯、布引山地東縁断層帯（東部）、頓宮断層）を震源とする地震を対象として作成した、地域別の「震度予想分布図」と「液状化危険度予想分布図」を作成し公表しています。

これらを基に、地域の災害予測を把握し、適切な地震対策を講じることができるよう啓発に努めます。

## ② 洪水・土砂災害ハザードマップの作成

本市では、南海トラフ地震や土砂災害等による被害に備えていただくため、指定避難所や防災関連機関を表示した「名張市洪水・土砂災害ハザードマップ」を作成しています。

また、三重県においては、さまざまな自然災害に県民の方々に備えていただくため、「三重県防災ガイドブック」を作成しています。

これらを活用し、平常時から災害に備えていただくよう、啓発に努めます。

## ③ 避難路沿道建築物耐震化状況マップ※1の普及啓発

国土交通省において、避難路沿道建築物耐震化状況マップが作成され、国土地理院が提供する「重ねるハザードマップ※2」に掲載されています。

この避難路沿道建築物耐震化状況マップを活用し、地震災害時の道路閉塞等のリスク情報について普及啓発に努めます。

※1 避難路沿道建築物耐震化状況マップ

要安全確認計画記載建築物で緊急輸送道路・避難路沿いの建築物の耐震化の状況を記載した地図

※2 重ねるハザードマップ <https://disaportal.gsi.go.jp/hazardmap/maps/index.htm>

#### 4 その他建築物の地震に対する安全対策

---

##### ① ブロック塀等における安全対策

2018（平成30）年の大阪府北部を震源とする地震で発生したブロック塀等の倒壊被害は、身近にあるブロック塀の危険性を改めて喚起したところです。

地震時における道路の閉塞や倒壊によるブロック塀等の被害を減らすことを目的とし、所有者等による安全点検の実施を促すため、国土交通省が作成した既存の塀の安全点検のためのチェックシートや所有者・施工者向けのチラシをホームページで掲載するとともに、定期にパトロールを実施することにより、ブロック塀等の安全確保に向けた普及啓発に努めます。

##### ② 屋外広告板・窓ガラス・外壁等建築物からの落下物防止対策

建築物の屋外に取り付ける広告板や装飾物、建築物の窓ガラス、タイルやパネル等の外装材は、過去の地震被害でもあったように、少しでも落下すれば大きな人的被害の発生を伴います。そのような建築物から落下するおそれのあるものについて、地震に対する安全性を確保するため、必要な点検や改修などを行い、維持保全を適切に行うよう三重県と協力し、建物所有者等へ周知し、建築物からの落下物防止対策の普及啓発に努めます。

##### ③ 大規模空間建築物における天井材等の脱落防止対策

2011（平成23）年の東日本大震災では、比較的新しい建築物も含め、体育館、劇場などの大規模空間を有する建築物の天井が脱落して、甚大な被害が多数発生しました。このことを踏まえ、天井材等の脱落対策に係る基準が建築基準法で定められていることから、既存建築物について定期報告制度により状況把握を行い、建物所有者等に基準を周知するとともに、脱落防止措置を講じて安全性の確保を図るよう三重県と協力し、普及啓発に努めます。

##### ④ エレベーターにおける耐震対策

大規模地震時において、エレベーターの機器やロープの脱落等により、運転が停止し、エレベーターの中に閉じ込められる事故が数多く発生しています。このことを受けて、エレベーターの耐震対策が強化され、2009（平成21）年以降に新設するエレベーターには、機器の脱落防止や転倒防止措置、さらには地震時にエレベーターを最寄りの階に停止させる地震時管制運転装置の設置が義務付けられました。

既設エレベーターにはそれらの措置が義務付けられていないため、これらの安全対策を速やかに実施するよう、三重県や関係団体と協力し、耐震対策の普及啓発に努めます。

⑤ 長周期地震動への対策

固有周期の長い超高層建築物等（高さが60mを超える建築物及び地階を除く階数が3を超える免震建築物）が地震動の周期と共振した場合、比較的ゆっくりとした大きな揺れが長時間発生することが指摘されており、2011（平成23）年の東日本大震災においても、首都圏や震源から約700km離れた大阪湾岸の超高層建築物で大きな揺れが長時間にわたり観測され、その対策の必要性が再認識されたことから、国は2016（平成28）年に長周期地震動への対策を取りまとめて公表しました。

このなかで、国から示された対象区域別の設計用長周期地震動の大きさが、設計時に構造計算に用いた地震動を上回る既存の超高層建築物等については、安全性の水準についての再検証や必要に応じた補強等の措置を講ずることが望ましいとされていることから、建物所有者に対して、リーフレットの送付等により情報提供に努めます。

参考資料

名張市が実施している補助事業等

(1) 木造住宅の耐震化の支援

■木造住宅耐震事業

(2026(令和8)年4月1日時点)

事業名	概要	対象建築物	主な要件
木造住宅耐震診断等事業	耐震診断支援事業に対して補助を行う。(申請者負担額:無料)	階数が3以下の木造住宅	・丸太組構法、平面的な混構造でないもの
木造住宅耐震補強設計補助事業	耐震診断の結果「倒壊する可能性が高い、または倒壊する可能性がある」と判定された住宅を、壁の増設や基礎の補強などにより、住宅を強くする補強設計を行う場合に補助を行う。 ・申請者に対する補助金額:設計費用の額(上限額は18万円、精密診断法による場合は34万円)	耐震診断評点1.0未満の木造住宅	＜耐震工事＞ ・耐震診断評点1.0以上とする耐震補強設計
木造住宅耐震補強等補助事業	耐震診断の結果「倒壊する可能性が高い」と判定された住宅、又は市長が耐震性がないと判断した住宅(空き家除却工事の場合に限る)を、壁の増設や基礎の補強などにより、住宅を強くする補強工事、又は除却工事(空き家)を行う場合に補助を行う。 ・申請者に対する補助金額 ＜補強工事＞ 次の①と②を加算した額(最高157.5万円かつ工事費用まで) ① 工事費用の2/5の額 (57.5万円が上限) ② 工事費用の2/3の額 (100万円が上限) ＜除却工事＞ 工事費用の23%の額 (20万7,000円が上限)	・耐震診断評点0.7未満の木造住宅 ・市長が耐震性がないと判断した住宅(空き家除却工事の場合に限る)	＜補強工事＞ ・耐震診断評点1.0以上とする補強工事 ・市が認める防災上必要な地区(例:密集した住宅地や指定された避難路沿い)  ＜除却工事＞ ・外壁から敷地境界線までの距離が、平屋2m、2階建て4m以内 ・市が認める防災上必要な地区(例:密集した住宅地や指定された避難路沿い)

事業名	概要	対象建築物	主な要件
木造住宅耐震リフォーム補助事業	木造住宅耐震補強補助事業と同時にリフォーム工事を行う場合に補助を行う。 ・申請者に対する補助金額:リフォーム工事費用の 1/3 の額(20万円が上限)	耐震補強補助を受けて補強する木造住宅	・県内の建設業者が施工するもの ・耐震補強工事以外の増改築リフォーム工事 ・外構工事でないこと

(2) 耐震診断義務化対象路線沿道の建築物の耐震化支援

■ 避難路沿道建築物耐震対策支援事業の概要

事業名	概要	補助率
避難路沿道建築物耐震診断事業費補助金(避難路沿道建築物耐震対策促進事業)	耐震診断義務化対象路線の沿道の通行障害既存耐震不適格建築物で、昭和 56 年 5 月 31 日以前に新築の工事に着手した建築物に対する耐震診断の補助を行う。	国 1/2、県 1/4、市町 1/4 ※上限有り。
避難路沿道建築物耐震対策事業費補助金	地震に強いまちづくりを進めることを目的として、条件に該当する建築物について、避難路沿道建築物耐震対策事業を実施する者に対して補助を行う。	補強設計 国 1/2、県 1/6、市町 1/6 ※上限有り。 耐震改修 国 2/5、県 1/6、市町 1/6 ※上限有り。

(3) がけ地近接等危険住宅移転事業

■ がけ地近接等危険住宅移転事業の概要

事業名	概要	補助率
がけ地近接等危険住宅移転事業	<p>がけ地の崩壊等により、住民の生命に危険を及ぼすおそれのある区域に建っている危険住宅<sup>(※1)</sup>の安全な場所への移転を促進するため、国と県・市町が移転者に危険住宅の除却等に要する経費及び新たに建設する住宅(購入も含みます)に要する経費に対し補助を行う。</p> <p><b>【対象地域】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建築基準法第39条第1項又は第40条に基づく条例により建築が制限される区域<sup>(※2)</sup></li> <li>・土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第8条に基づき指定された「土砂災害特別警戒区域」</li> </ul>	<p>除却費 :975 千円/戸</p> <p>建設助成費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般地域 :4,210 千円/戸</li> <li>・特殊土壌等 :7,318 千円/戸</li> </ul>

※1 「危険住宅」とは、建築基準法の規定に基づき、がけ地の崩壊、土石流、雪崩、地すべり、津波、高潮、出水等の危険が著しい区域として、地方公共団体が条例で指定した災害危険区域内及び建築を制限している区域内にある住宅、又は土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の規定に基づき知事が指定する土砂災害特別警戒区域内にある住宅。(条例制定等の前に建築された住宅に限る。)

※2 「条例で指定した建築を制限している区域」は、三重県建築基準条例第6条の規定に基づく区域。(ただし、条例が施行された昭和46年12月以前に建築された住宅に限る。)

(4) 耐震シェルター設置事業

■ 耐震シェルター設置事業の概要

事業名	概要	補助金の額
耐震シェルター設置事業	<p>地震による住宅の倒壊から居住者の生命を守り、地震に強いまちづくりを進めるため、木造住宅への耐震シェルターの設置に係る経費に対し補助を行う。</p> <p><b>【補助金の対象となる事業】</b> 対象住宅の1階における耐震シェルターの設置</p> <p><b>【対象住宅】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 名張市木造住宅耐震診断等事業実施要綱第3条に規定する旧基準木造住宅</li> <li>(2) 耐震診断の結果、三重県木造住宅耐震診断マニュアル等による評点が0.7未満と診断された住宅</li> <li>(3) 名張市木造住宅耐震補強等事業費補助金交付要綱(平成17年告示第96号)に基づく補助金の交付を受けていない住宅</li> <li>(4) 個人が居住の用のために所有する住宅</li> </ol>	耐震シェルターの購入及び設置に係る費用の額(上限額:50万円)

名張市建築物耐震改修促進計画  
(第三次計画)

2026年(令和8年)4月発行

名張市 都市整備部 住宅室

〒518-0492 三重県名張市鴻之台1番町1番地

電話 0595-63-7740 FAX 0595-63-4677

名張市ホームページ <https://www.city.nabari.lg.jp/020/060/200/index.html>